

国民健康保険一部負担金減免の申請について

一部負担金減免については、一部負担金の支払が困難な世帯であって、かつ、下記の要件に該当する場合、その事実を証明する書類等を添付し申請することにより承認されます。(必要な添付書類の提出がない場合は、申請が受理されないこともあります。)

記

I. 承認基準

下記1の条件を満たし、かつ2の(1)~(3)の何れかに該当する世帯。

1. 国民健康保険料の納付要件

申請日において滞納保険料がない世帯。ただし、滞納保険料があるが徴収猶予承認通知書の交付を受けている世帯又は納付誓約書に基づく滞納保険料の納付を履行している世帯を含みます。

2. 具体的該当要件

(1) 風水害、火災、震災等により重大な損害を受けたとき。

(2) 事業等の休廃止又は失業(退職)により、世帯全員の当該年中の見込合算総所得が前年中の当該世帯の合算総所得より4割以上の所得減少あって、かつ、前年中の当該世帯の合算総所得が被保険者数別に定める基準額以下の世帯。

(3) 公的年金の受給者により主たる生計を維持する世帯又は原爆の被爆者を有する世帯で、前年中の当該世帯の合算総所得が被保険者数別に定める基準額以下の世帯。

*基準額は1人世帯125万円、2人世帯158万円、3人世帯191万円以下、以上1人増す毎に3万円を加算、なお、障害者を含む世帯又はひとり親家庭は33万円を加算。

II. 申請(承認)期間

申請期間は、原則として申請日の翌月の1日より翌翌月の末日(3ヶ月)を1回の申請期間とします。ただし、申請日の属する月の1日より翌翌日の末日(3ヶ月)とすることもできます。(年度単位申請に付、期間終了日は3月31日)

また、診療が3ヶ月を超え、なお一部負担金の納付が困難な場合は、再申請により承認期間を延長することができます。この場合は上記2の(1)及び(2)に該当する世帯は同一年度において6ヶ月を超えることができません。

III. 必要添付書類(すべて写しで可)

① 上記1の滞納保険料があるとき・・・納付誓約書又は徴収猶予承認通知書

② 上記2(1)に該当するとき・・・消防署の罹災証明書等

③ 上記2(2)事業等の休廃止又は失業による所得減少のとき(アイ又はウエ)

ア、事業等の休廃止・・・税務署への廃(休)業の届

イ、当該年中の収入申告・・・事業等収入見込申告書(市指定用紙)

ウ、失業(休職)の証明・・・雇用保険受給証

又は退職(休職)証明並びに給与支払証明(市)

エ、当該年中の収入申告・・・退職(休職)証明並びに給与支払証明(市)

④ 上記2(3)に該当するとき・・・公的年金受給証又は公的年金改定通知(ハガキ)

又は被爆者健康手帳

大阪市

お問い合わせ先

医療保険室資格給付課

電話 06-4309-3167

FAX 06-4309-3804

事務連絡
平成23年2月22日 (仮)

【別添】

一部負担金減免の実施に係る減免額の特別調整交付金による補填に関するQ&A

(平成23年2月)

Q1 平成22年9月13日付け事務連絡「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&Aについて」別添「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）問1で、「減免額の2分の1を特別調整交付金で補填することとしているが、この補填の対象となるのは、今回示した基準に該当するものに限られる」とあるが、基準に該当するものであれば、すべてが対象となると考えてよいのか。

A1 平成22年9月13日付け保発0913第2号保険局長通知による改正後の「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（以下「改正通知」という。）は、すべての保険者において一部負担金の適切な運用がなされるよう、その取扱いを規定する実施要領等を定めていただくことを目的としており、国が望ましいと考える基準（以下「国基準」という。）を提示したもの。

国基準に該当する世帯については、少なくとも一部負担金減免の適用対象としていただきたいと考えており、当該世帯に対する減免額の2分の1を特別調整交付金で補填することとしたものである。

そのため、国基準よりも狭い範囲で一部負担金の減免を実施する保険者については、特別調整交付金による補填は行わず、また、保険者間の公平の観点から（財政力のある保険者を優遇することとならないよう）、国基準よりも広い範囲において実施された減免に対する特別調整交付金による補填は行わないこととしている。

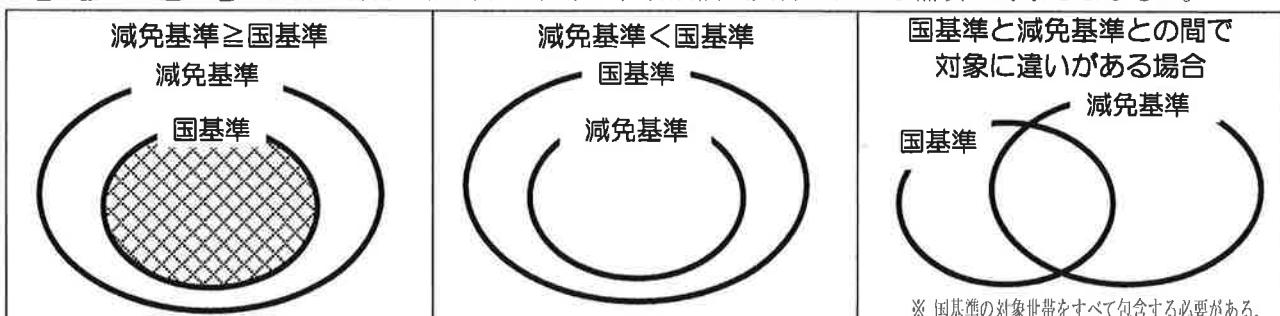
Q2 国基準よりも狭い範囲となる減免基準を定めた場合、特別調整交付金による補填が一切行われないということか。

A2 お見込みのとおり。

Q3 国基準よりも広い範囲となる減免基準を定めた場合、国基準に該当する世帯に対して実施された減免だけが特別調整交付金による補填の対象となるのか。

A3 お見込みのとおり。

【参考】網掛け部分に該当する世帯が、特別調整交付金による補填の対象となるもの。



Q4 国基準よりも狭い範囲とは、具体的にどのような減免基準を定めた場合か。

A4 国基準とは、次の①から③のすべてを満たすものである。

- ① 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入金額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下の世帯
- ② 預貯金が生活保護基準の 3 ヶ月以下である世帯
- ③ ①②の両方に該当する世帯に属する入院療養を受ける被保険者に対する療養の給付に係る一部負担金の減免を行った場合

国基準よりも狭い範囲とは、例えば、生活保護基準を生活扶助相当額のみと規定したり、預貯金の基準を生活保護基準の 2 ヶ月以下と定めたりすることである。つまり、①②③を満たす世帯（被保険者）に対する一部負担金減免の実施について、これを妨げるような減免基準を設けた保険者には、特別調整交付金による補填を行わないということである。

Q5 被保険者資格証明書交付世帯について、一部負担金減免の適用世帯から除外することは、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A5 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条による一部負担金の徴収猶予及び減免については、法第 42 条又は第 43 条に規定する一部負担金について行われるものである。被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が保険医療機関等において療養を受けた場合は、療養に要した費用を被保険者が一旦支払い、事後において、その費用を特別療養費として保険者が被保険者に支給するものであって、一部負担金は生じないものである。このため、被保険者資格証明書交付世帯を除外する規定を設ける必要はないと考える。

なお、保険者は、療養を受ける必要が生じた被保険者資格証明書交付世帯から医療機関等での窓口負担が困難である旨の申出があった場合、その時点における世帯状況について調査・確認の上、被保険者資格証明書の交付対象とならない特別の事情（法第 9 条第 3 項、令 1 条）があるかどうかを判断し、被保険者資格証明書の交付対象でないと判断された世帯に対しては被保険者証を交付することとなる。このように被保険者証が交付された世帯であれば、一部負担金減免を申し出ることができるものである。

Q6 保険者が保険料(税)の完納（保険料(税)の滞納がないこと）を一部負担金の減免基準に含めた場合は、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A6 一部負担金減免の適否の判断は、減免申請があった時点での世帯の生活困難の状況により行われるものであって、申請以前の当該世帯への被保険者証の交付状況や保険料(税)の滞納の事実のみをもって、一律に一部負担金減免の適否の判断基準とする規定を設けることは、国基準より狭い減免基準を設けたものと考える。

Q7 国基準でいう「預貯金」について、蓄財性の高い生命保険等を含めて算定することは、国基準よりも狭い減免基準を設けたことになるのか。

A7 あくまで国基準は預貯金の金額を示したものであり、蓄財性の高い生命保険等を含めて算定することは、お見込みのとおり、国基準より狭い減免基準を設けたものと考える。

樣式例① 生活保護法医療券

生活保護法医療券 (年 月分)

公費負担者番号	1 2 2 7	有効期限	日から 日まで
受給者番号		単独・併用別	単 独 × 併 用
氏 名	男・大・崎・平・子・田・生・女	居住地	大阪市 区
指定医療機関名	東京・横浜・静岡・クリニック・歯科医院	診療別	入院 国内 入院外 歯科 訪問看護
傷病名		本人支払額	円
大阪市 区保健福祉センター所長 印			
備考	社会保険	あり (健保・維持・共済・船員) なし	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2	あり なし	
	その他の		
		(後保)	

様式例③ 休日・夜間等診療依頼証（大阪市の例）

年度 休日・夜間等診療依頼証		
有効期間		から まで有効
番号		
世帯主	フリガナ 氏名	
	生年月日	
住所		
発行者	名称	
	所在地 電話番号	
交付年月日		

樣式例② 医療要否意見書

医療要否意見書

下記の者にかかる医療の要否について意見を決めます。

大阪市

区保健福祉センター所長

ケース番号

患 者 姓 名	性 別
生 年 月 日	籍 住 地

加定既往歴略名

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)	(7)	(8)
(9)	(10)	(11)	(12)
(13)	(14)	(15)	(16)
(17)	(18)	(19)	(20)
(21)	(22)	(23)	(24)
(25)	(26)	(27)	(28)
(29)	(30)	(31)	(32)
(33)	(34)	(35)	(36)
(37)	(38)	(39)	(40)
(41)	(42)	(43)	(44)
(45)	(46)	(47)	(48)
(49)	(50)	(51)	(52)
(53)	(54)	(55)	(56)
(57)	(58)	(59)	(60)
(61)	(62)	(63)	(64)
(65)	(66)	(67)	(68)
(69)	(70)	(71)	(72)
(73)	(74)	(75)	(76)
(77)	(78)	(79)	(80)
(81)	(82)	(83)	(84)
(85)	(86)	(87)	(88)
(89)	(90)	(91)	(92)
(93)	(94)	(95)	(96)
(97)	(98)	(99)	(100)
(101)	(102)	(103)	(104)
(105)	(106)	(107)	(108)
(109)	(110)	(111)	(112)
(113)	(114)	(115)	(116)
(117)	(118)	(119)	(120)
(121)	(122)	(123)	(124)
(125)	(126)	(127)	(128)
(129)	(130)	(131)	(132)
(133)	(134)	(135)	(136)
(137)	(138)	(139)	(140)
(141)	(142)	(143)	(144)
(145)	(146)	(147)	(148)
(149)	(150)	(151)	(152)
(153)	(154)	(155)	(156)
(157)	(158)	(159)	(160)
(161)	(162)	(163)	(164)
(165)	(166)	(167)	(168)
(169)	(170)	(171)	(172)
(173)	(174)	(175)	(176)
(177)	(178)	(179)	(180)
(181)	(182)	(183)	(184)
(185)	(186)	(187)	(188)
(189)	(190)	(191)	(192)
(193)	(194)	(195)	(196)
(197)	(198)	(199)	(200)
(201)	(202)	(203)	(204)
(205)	(206)	(207)	(208)
(209)	(210)	(211)	(212)
(213)	(214)	(215)	(216)
(217)	(218)	(219)	(220)
(221)	(222)	(223)	(224)
(225)	(226)	(227)	(228)
(229)	(230)	(231)	(232)
(233)	(234)	(235)	(236)
(237)	(238)	(239)	(240)
(241)	(242)	(243)	(244)
(245)	(246)	(247)	(248)
(249)	(250)	(251)	(252)
(253)	(254)	(255)	(256)
(257)	(258)	(259)	(260)
(261)	(262)	(263)	(264)
(265)	(266)	(267)	(268)
(269)	(270)	(271)	(272)
(273)	(274)	(275)	(276)
(277)	(278)	(279)	(280)
(281)	(282)	(283)	(284)
(285)	(286)	(287)	(288)
(289)	(290)	(291)	(292)
(293)	(294)	(295)	(296)
(297)	(298)	(299)	(300)
(301)	(302)	(303)	(304)
(305)	(306)	(307)	(308)
(309)	(310)	(311)	(312)
(313)	(314)	(315)	(316)
(317)	(318)	(319)	(320)
(321)	(322)	(323)	(324)
(325)	(326)	(327)	(328)
(329)	(330)	(331)	(332)
(333)	(334)	(335)	(336)
(337)	(338)	(339)	(340)
(341)	(342)	(343)	(344)
(345)	(346)	(347)	(348)
(349)	(350)	(351)	(352)
(353)	(354)	(355)	(356)
(357)	(358)	(359)	(360)
(361)	(362)	(363)	(364)
(365)	(366)	(367)	(368)
(369)	(370)	(371)	(372)
(373)	(374)	(375)	(376)
(377)	(378)	(379)	(380)
(381)	(382)	(383)	(384)
(385)	(386)	(387)	(388)
(389)	(390)	(391)	(392)
(393)	(394)	(395)	(396)
(397)	(398)	(399)	(400)
(401)	(402)	(403)	(404)
(405)	(406)	(407)	(408)
(409)	(410)	(411)	(412)
(413)	(414)	(415)	(416)
(417)	(418)	(419)	(420)
(421)	(422)	(423)	(424)
(425)	(426)	(427)	(428)
(429)	(430)	(431)	(432)
(433)	(434)	(435)	(436)
(437)	(438)	(439)	(440)
(441)	(442)	(443)	(444)
(445)	(446)	(447)	(448)
(449)	(450)	(451)	(452)
(453)	(454)	(455)	(456)
(457)	(458)	(459)	(460)
(461)	(462)	(463)	(464)
(465)	(466)	(467)	(468)
(469)	(470)	(471)	(472)
(473)	(474)	(475)	(476)
(477)	(478)	(479)	(480)
(481)	(482)	(483)	(484)
(485)	(486)	(487)	(488)
(489)	(490)	(491)	(492)
(493)	(494)	(495)	(496)
(497)	(498)	(499)	(500)

月分

月分

月分

月分

月分

月分

月分

月分

文 廉 年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

<div data-b

〔大阪市の生活保護の場合〕

生活保護を受ける者が、休日・夜間等で保健福祉センターが閉院時に急病になり受診が必要になった場合には、緊急時受診用として被保護者に発行されている「休日・夜間診療依頼証（様式例③）」を提示することによって診療を受けることができる。

※医療券等の診療費請求に必要な書類については、後日、保健福祉センターから医療機関あてに送付されることになる。

※この証で被保護者が受診したときは、有効期限と現在も保護を受給しているかなどを確認し、速やかに保健福祉センターに連絡する。

(大阪府医師会施行諸法關係の(大))